

令和4年第3回入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 開会 午前 9時18分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

4番 久保田勝 5番 池谷昭二 6番 田嶋正明

7番 増田恒治 8番 法師 励 9番 加藤敏夫

10番 中島伸吉

4. 欠席委員(1人) 11番 宮岡幸江

5. 遅刻委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 久保田勝 9番 加藤敏夫

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第6号 農用地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第7号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

議案第8号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行

堀井正信

太間雅嗣

野村雅紀

豊泉 隆

岩田孝三郎

中村郁夫

中村義男

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主任 酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第3回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、11番、宮岡幸江委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番、久保田勝委員、9番、加藤敏夫委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号の2番は清水裕司推進委員が、当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

また、議案第6号につきましては、農地利用配分計画案に関わる案件であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1番を議題といたします。

本議案は、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第1号、1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、513平方メートル。申請理由、受人は農業経営

の規模拡大を図るべく申請する。渡人は農業経営基盤強化促進法第7条第1項による農地売買等事業に基づき要望に応じる。摘要は自、160アール。

3月の22日に現地確認と、耕作状況を見てまいりました。

現在は、周囲の茶が抜根されており、問題ない状態で管理されていました。譲受人の○○○○○○の○○○○○さんは、○○○○○のほか数名の作業員の方と有機農業を行っております。当該の圃場は、現在まで何も作付けされておらず、今後は譲り受けて果樹等の栽培を予定しているそうです。

農機具につきましては、コンバイン、トラクター4台、トラック、軽トラック等数台を所有しております。

圃場の位置は、○○○にある○○○○○○○の南西100メートルぐらいのところであり、東西南北ともに農地で囲まれております。

今後、普通畑の予定ですので、周囲には問題となることはないものと思われませんが、審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明の通りで、何ら問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、県農林公社が、農地売買等事業で買い入れた農地を、譲受人へ売り払うための農地法第3条による許可申請でございます。

本案件は、1月の総会・報告事項において、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、令和3年12月22日付で農業経営基盤強化促進法第7条第1項に基づき、農地売買等事業

により農地を買い入れたことをご説明させていただきましたが、このたび、この県農林公社所有の農地について、買受人が見つかったことから許可申請がなされたものでございます。

この農地を買いすることができる人の要件といたしましては、農地中間管理機構が買い入れた農地は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう、優先的に認定農業者などに売り渡すものとなっております。

それでは、農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

友野委員より説明がありましたとおり、申請人は申請地を耕作できる状況にあります。

申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は165アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。

申請地の耕作状況は、現在、大豆畑となっておりますが、許可後も引き続き大豆畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。説明あったのかもしれないですけど、進入路がどこからどこへ入っていくのか教えていただきたい。

○事務局

こちらの地図のですね、南側をこの譲受の方が持っておりますので、進入路はないですけれども、今までは、この農地は進入路がない農地でした。

それが南側に譲受の方がお持ちですので、買われたということになりますので特に耕作には支障がないというふうに聞いております。

以上です。

○議長

他にございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。議案第2号、1番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略をさせていただきます。

譲受人、〇〇〇〇、外1名。筆数、1。面積、325平方メートル。申請理由、受人は、現在〇〇に居住しているが、〇〇に伴い〇〇から独立するため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅、61.34平方メートル。

理由書がございますので読み上げいたします。

このたび、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地を農地転用することにあたり、下記の理由により購入するということでもあります。

一つ、現在同居してる〇〇〇〇、〇〇〇〇にお住まいだそうですが、〇〇〇から〇〇することにより新居を構えるにあたり、当該地が現住所から車で8分程度と近隣であり、将来的に〇〇〇〇の介護を見据えて、近隣の土地を希望しました。

二つ目、〇〇〇〇の近隣の物件の選定にあたり、市街化区域において数多く検討いたしました。〇〇〇〇と〇〇〇住宅を考えておりますが、〇〇〇〇は〇〇〇〇、〇〇送り迎いの〇〇〇の車、私の車、私の仕事用の車、〇の車、最低4台の駐車場が必要なため、近隣で探しましたが本物件以外には見つかりませんでした。

三つ目、私は現在〇〇と同居していますが、〇〇を機に新たな生活拠点を設けて、〇〇その〇〇と同居するため、新たな土地が必要であります。

四つ目、〇は現在〇〇所有の住居に居住しており、〇〇した場合には私と同居となるので、新たな土地が必要となりました。

五つ目、土地利用として洗濯干し場、〇の趣味の家庭菜園、〇〇〇〇〇〇でも犬の運動をさせられるドッグラン、〇の〇〇のガーデニングスペース、車4台が置ける駐車場を設ける考えであります。

以上、理由書であります。3月22日に岩田推進委員と申請地の状況等を確認してまいりました。

本件は、すでに譲渡されております区画の一角となりまして、前回の総会にもかかった一件がございました。

農地は東側のみにあります。他の区画同様、影響は特段ないものと考えられます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。吉川委員の説明通り、周辺農地への影響についてもないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第2号の1番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には

該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については土地取得費、住宅建築費等の経費を〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないものと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑ありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に2番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。議案第2号、2番についてご説明申し上げます。読み上げについては一部省略いたします。

譲受人、〇〇〇〇。筆数、1。面積、325平方メートル。申請理由、受人は〇〇〇を営んでいるが、事業の拡大に伴い資材を置く場所が不足していることから、〇〇の隣地へ資材

置き場を設置すべく申請する。摘要、資材置き場。

理由書が来ておりますので、読み上げます。

現在、私は〇〇〇を中心に〇〇〇〇・〇〇〇〇等の業務をしておりますが、業績は年々上がっており、それに伴い使用する資材の量が増加しています。現在、自己所有の資材置場がなく、資材置場の確保が急務となっております。

現在、資材である残土、砂利、砂等と建材は商社から直接仕入れ、運搬しており、車両は〇〇〇〇に置いている状況です。

また、重機に関しては駐車スペースがないため、レンタルで活用しており、現場に直置きしている状態です。

既設の資材置場は、〇〇〇〇〇の駐車スペース約60平方メートル、資材置場10平方メートル、作業現場約30平方メートルで合計約90平方メートルとなっております。砂や砂利等は商社から直接運搬しています。

今まで商社のストック量や休日等に仕事が左右されることがあり、急な仕事に対応できないこともありました。申請地325平方メートルを資材置場とすることができれば、自社で資材をストックでき、今後の業務拡大や緊急を要する仕事にも対応できると考えています。また、資材を自宅に置かず申請地に置くことにより、安全性の確保も図れると考えています。

現在の状況を改善するために適当な場所を探していたところ、〇〇の隣接地であり、車両の出入りも容易にでき、作業をしても近隣住民の迷惑とならない資材置場としては最適地であると当申請地を見つけました。

これら諸般の事情をご理解いただき、当申請の許可をお願いしたいと考えています。

こちらも3月22日に岩田推進委員と、申請地の状況等を確認してきました。

本件は、議案2号の1ですね。先ほど説明したと同様、譲渡案件の一画であり、農地転用により、〇〇を新築した譲渡人が、隣地を資材置場として利用する内容であります。

議案2号の1と同様、東側の農地に特段の影響はないものと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。吉川委員の説明どおり、周辺農地への影響もないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の2番については、〇〇〇を営む譲受人が資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請者の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また、周辺への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

理由書の中であったかもしれないですけど、聞き漏らして分からなかったんですけど。

を及ぼさないかと思えます。

以上です。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ごめんなさい、逆に見ちゃった。なるほどね。了解しました。

○議長

他にございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に 3 番を議題といたします。

担当 7 番、増田恒治委員、説明を願います。

○農業委員 7 番（増田恒治君）

7 番、増田です。議案第 2 号の 3 番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

3 番、譲受人、〇〇〇。筆数、1 筆。面積、2 7 6 平方メートル。申請理由、受人は、現在、〇〇に居住しているが、手狭となったため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅 7 6.0 1 平方メートル。

理由書を読み上げさせていただきます。

私は、現住所地の〇〇〇〇〇〇に〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇で住んでおります。

家財道具も増え、〇〇〇〇〇に伴い手狭になり住居の新築を計画いたしました。

平成 2 9 年より〇〇〇に居を移し、〇〇〇〇〇に勤務しています。

昨今の〇〇〇〇は、勤務時間が長く非常に多忙をきわめており、〇〇と〇〇の〇〇〇〇の面倒が〇にかかっております。

転勤もあろうかと思えますが、〇〇が〇〇〇だけでも、少しでも家族といられる時間を増

やすため、通勤に時間のかからない下記所在地に候補地を探しました。

〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の市街化区域の土地ですが、建築条件付き売地、また、土地の面積が希望に合わない広過ぎる土地は、土地所有者の意向で土地の分割が不可である等の理由で断念いたしました。

〇〇〇〇が〇〇〇に住んでおりますが、車での移動ですと、さほど遠方ではなく高齢化する〇〇〇と助け合いながら生活していきたいと考えております。

申請地は私の職場に近く、かねてより、友達、知人、商店、飲食店等日常生活に不可欠な生活基盤の整った場所であり、〇〇〇に転居してから5年余り、地元馴染み、縁を深めてまいりました。

車両駐車スペースとして、私たちの希望である〇〇に1台、〇〇に1台、来客及び〇〇が来宅時用に1台分が確保できる。また、〇〇に自然豊かな環境を与えたいと希望しており、申請地が最適地あると考えております。

3月20日に山畑推進委員と申請地の状況等を確認してきました。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側に位置しており、市街化区域にも近く、また、宅地化も進んだ場所であり、申請について特に支障がないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。ただいま増田委員が説明したとおりでございますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の3番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の〇〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断さ

れております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地でないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致します。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、建築費を〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可し得る状況であることを報告いたします。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に4番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。議案第2号の4番についてご説明申し上げます。読み上げについては、

〇〇〇〇の一体利用地はすでに〇〇〇〇〇〇になっておりまして、そちらと一体的な利用が考えられていて、〇〇〇〇〇〇〇の敷地に連坦をしております。

かつ、四方に農地はございませんので、特段の影響はないものと思われまして。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。吉川委員の説明どおり、一体利用地を含む対象地の〇〇〇〇〇〇〇〇に接しており、ほか3方向を宅地で利用しておりますので、周辺の農地への影響ということはありませんので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第2号の4番については、〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が、自動車修理工場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法においては、同法第34条第1号に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができる」と認められないに該当します。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土

地取得費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

○議長

一ついいですか。

緑地として残すということなんですけど、具体的にはどんな方法で残すのか。茶畑のまま残すのか。

○事務局

説明いたします。

当初事務局の方で、茶畑という形で書いてありましたので、確認したところ、茶畑としては残っているが、緑地として使う。お茶の木として管理するものでなく、あくまでも緑地として、剪定はするけどもそのお茶を刈って一番茶とか、そういうことはないということは伺っております。

以上でございます。

○議長

お茶畑として残すと、当面は。

○事務局

緑地として、はい。

○議長

他に何かございますか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。本件は、3,000平方メートルを超える、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、埼玉県農業会議への意見照会后、県に進達いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号と当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、清水裕司推進委員には、当該事案の審議終了まで退席を願います。

(清水裕司推進委員退席)

○議長

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

1番、当事者、〇〇〇〇外1名。筆数、1筆。面積、265平方メートル。申請理由、申請人は以前、自己用住宅の建築を目的とした農地転用許可を得たが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、建築資材の確保が難しくなり、造成・建築工事の計画に変更が生じたため変更申請する。摘要、自己用住宅、80.74平方メートル。

理由書の読み上げをいたします。

このたび、本申請地にて農地法第5条の許可を受けましたが、当初の事業計画を変更したく理由を以下に記載いたします。

コロナ禍の影響により建築資材、主に木材の確保ができないことや、それに伴う価格の高騰により建築の仕様変更や工事期間を再検討する必要があり事業遂行ができず、造成工事も含め大幅なコストダウンを余儀なくされたため、造成・建築工事の内容を変更する計画となりました。

そのうち、建築工事の変更点は材料の大きさによって単価はそれほど変わらないことから、建築寸法を全体的に大きくし、道路斜線の再検討により建物位置も南側に移動しました。

それに伴い南側に建築予定でした物置1棟の新築を取り止めました。

また、造成工事についてもできるだけコストダウンを図るため、東西に分かれていた駐車場スペース2台分を敷地西側に集約し路盤を砂利敷きとし、北側道路境界面のコンクリートブロック積みの設置も少なく抑え、U120、グレーチング付きとしました。

以上の理由により、農地法第5条の規定による許可後の計画変更を申請したく、何卒許可を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3月21日に申請地の状況等を確認してまいりました。

申請地周辺は、道路や市街化区域に隣接した地区であり、また変更の内容もやむを得ないものと思われまます。

申請につきまして特に支障はないかと思われまますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番については、農地法第5条の規定による許可後の計画変更による申請でございます。

当初、申請人は、申請地へ自己用住宅を設置する目的で、令和3年3月16日に農地法第5条の転用許可を得ましたが、造成・建築工事計画の内容に変更が生じたため、本案件による変更申請となりました。

このため、本日の農業委員会での審議後、県の承認を得て、計画変更をするものでございます。

変更内容については、別棟の物置の廃止による住宅の建築面積の増加等が主なものでございます。

県からは本計画変更による申請内容で支障ないとの判断がでております。

都市計画法に関しては、令和3年3月16日付で開発許可を得ておりますが、開発変更許可が必要とのことでございます。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、申請地が接する市道に上水道管、ガス管が埋設されております。また、〇〇〇〇、〇〇〇〇の二つの施設から、それぞれ125メートル、170メートルに位置していることから、第3種農地に該当します。

よって、代替性など問うことなく、周辺農地へ悪影響がなく一般基準に合致すれば原則許可となります。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、敷地造成費、建築費等の経費を、〇〇〇〇及び〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、計画変更・承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いたします。

ここで清水裕司推進委員の退席を解除いたします。

(清水裕司推進委員復席)

○議長

次に議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるよう願います。

それでは1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番（久保田勝君）

4番、久保田です。1番についてご説明いたします。読み上げについては一部省略いたします。

相続人、〇〇〇〇。18筆。合計面積、1万6,532平方メートル。

20日に堀井推進委員と現地を確認し、〇〇〇〇さんから話を伺ってきました。

〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の畑は〇〇の隣にあり、自家用の野菜畑として利用され、それ以外の畑は全て茶畑として管理されてありました。

〇〇〇〇さん、〇〇歳は〇〇〇と耕作されており、所有する農機具は、乗用茶摘採機、耕運機、裾刈機、軽・普通トラックと揃っており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。久保田委員の申し上げましたとおり、何ら問題ないかと思われま
す。よろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者と認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員と事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案第5号、1番についてご説明いたします。

借受人、有限会社〇〇〇〇〇〇。筆数、6筆。面積合計、9,291平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。摘要は更新です。

3月22日に〇〇〇〇〇〇さんに耕作状況を伺い、また現地も確認してまいりました。

圃場は〇〇の〇〇〇〇〇〇に面しており、まとまった圃場です。

現在は菜種と麦が作付けされており、適切に管理されておりました。

〇〇〇〇〇〇さんでは、〇〇〇に数ヶ所の圃場を貸借しており、代表の〇〇〇〇さんと〇〇、また従業員で各種農産物の栽培を行っております。

農機具につきましては、コンバイン、トラクター、耕運機、トラック等、各種複数台所有しております。

今後も更新後は引き続き、大豆等の栽培を予定しており、周囲の農地にも何ら影響ないものと思われまます。

以上、利用権設定の更新につきましては、問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。昨日、3月24日、私も現地を確認してまいりました。友野委員のおっしゃるとおりで、問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第5号の1番は、使用貸借権による、更新の利用権設定でございます。

友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は500アールであり、その農地を全て耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に2番を議題といたしますが、2番、5番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番と5番を一括議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第5号、2番と5番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

借受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、2,545平方メートル。利用権種類、賃借権。

5番、借受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,958平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

3月19日土曜日と3月23日火曜日に現地確認及び電話での確認を行いました。

双方の畑とも耕耘され、きれいに管理されていました。

現地の推進委員は中村郁夫さんと中村義男さんで、それぞれ現地を確認してもらいました。

場所は案内図のとおり、2番は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側、5番は〇〇〇〇〇〇南側です。

2番は更新で5番は新規です。

5番については、今回の西側を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がすでに使っており、トンネル掛けで野菜の栽培が行われていました。

今回のきっかけは、地主が畑に看板を立て、それを見て借り主が応じたとのことでした。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇に342アールの農地を借り入れ、運用している農業法人であり、どの圃場もしっかり管理されています。

ほかに瑞穂に217アール、所沢に75アールを借り入れております。

農機具もトラクター4台、耕運機2台、軽トラック3台、普通トラック2台等、作業に使用する機械は全て保有しております。

賃借権、使用貸借権の設定に際し、特に問題ないものと考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。ただいま、田嶋委員さんの説明のとおりです。

自分も昨日、現地を確認してまいりましたが、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

田嶋委員の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

○議長

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の2番及び5番は、それぞれ賃借権による更新及び、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して借受けるものでございます。

借受人の申請地を含めた現在の経営面積は312アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借受ける農地は2,958平方メートルで、合計342アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上でございます。

田嶋委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件である、農地を全て効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたします。

した。

次に、3番を議題といたします。

担当10番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。議案第5号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、2,064平方メートル。利用権種類、使用貸借権。更新でございます。

3月23日に豊泉推進委員と、耕作状況等を確認してまいりました。

〇〇さんには電話で話を伺いました。

農地は〇〇〇〇〇〇にあり、〇〇の南、約300メートルの位置です。畑はトラクターできれいに管理された状態で、作付け準備を待つ段階と思われました。

〇〇さんは〇〇〇の専業農家で、85アールの畑を耕作しております。

作付けは野菜がメインで、里芋、馬鈴薯、人参、にんにく等を生産しています。農機具も普通トラック、軽トラック、トラクター、耕運機等、必要なものは一式、所有しております。

利用権の更新に関して問題ないと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

推進委員の豊泉です。ただいま、中島委員より説明があったとおり、問題ないと思われま
すので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第5号の3番は、使用貸借権による、更新の利用権設定でございます。

中島委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は74アールであり、その農地を全て耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に4番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第5号の4番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、借受人、〇〇〇〇。筆数、4筆。面積、3,024平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。

3月24日に野村推進委員さんと一緒に耕作状況等を確認し、〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。

〇〇〇〇さんは現在、耕作面積が借入地56アールを耕作している〇〇〇の農家です。

平成29年から今年2月まで5年間、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の認定を受けておりました。農業機械も耕運機4台、トラクター1台、軽トラック2台など、必要なものを一式保有しております。

申請地は案内図のとおり〇〇〇の南側にある農地で、現在は作物は何も作っていない状態の畑ですが、利用権設定後は野菜畑として利用する予定です。

以上利用権の設定に関しては問題ないと思いますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

推進委員の野村です。ただいま法師委員のご説明があったとおり、何の問題もないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第5号の4番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

法師委員にご説明いただいたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は56アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借受ける農地は3,024平方メートルで、合計86アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたします。

した。

次に6番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明議員、説明を願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。議案第5号、6番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

借受人、株式会社〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,201平方メートル。利用権種類、賃借権。

3月23日水曜日に現地の確認を行いました。推進委員の中村郁夫委員も3月24日木曜日に現地を確認されたとのことでした。

本議案は、昨年8月に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に話をして管理されていた土地です。

場所は案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇南側にあり、周辺農地はすでに利用されている場所の続きとなります。

茶樹の根を抜根し、土づくりのため耕耘して管理していたものです。

農機具もトラクター2台、耕運機複数台、軽トラック3台、普通トラック1台、それからネギスコッパー、定植機1台、乗用の防除機とネギの収穫機各1台、ホイールローダー、マニュアルスプレッダー1台と、作業に使用する機械は全て保有しており、賃借権の設定に際し、特に問題ないものと考えます。

ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。ただいまの田嶋委員さんの説明のとおりで、場所はトラクターで耕耘されており特に問題はないかと思われまますので、審議のほどよろしくお願いすいません。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案5号の6番は、賃借権による、新規の利用権設定です。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して借受けるものでございます。

借受人の現在の経営面積は266アールであり、その農地を全て耕作しております。今回、新たに借受ける農地は1,201平方メートルで、合計278アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上でございます。

田嶋委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件である、農地全てを効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、7番を議題といたします。

担当10番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第5号、7番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

7番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、903平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

3月23日に豊泉推進委員と耕作状況等を確認してまいりました。

田中さんには電話でお話を伺いました。

農地は〇〇〇〇〇〇〇〇にあり、茶どころ通りより北に30メートルの位置です。畑はトラクターで整地された状態でありました。今後、野菜畑として耕作されるものと思われます。

〇〇さんは、〇〇〇の野菜農家で520アールを耕作する大規模な農家です。

〇〇〇にはこの場所だけではなく、多くの畑を借りて耕作されております。

生産された野菜は〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇、〇〇と多方面へ出荷されているそうです。

最近、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇になられて、〇〇〇で採れた野菜は、〇〇〇へとおっしゃっております。

農業機械としては、耕運機4台、トラクター2台、軽トラック4台と必要な道具は、一式持ち合わせております。

利用権設定に関しては問題ないと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

推進委員の豊泉です。ただいま中島委員より説明があったとおり、問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第5号の7番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中島委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農

業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は548アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借受ける農地は903平方メートルで、合計557アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、8番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第5号、8番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略いたします。

借受人、〇〇。筆数、1筆。面積、4,245平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。摘要は新規です。

3月22日に現地に行って見てまいりました。現地、圃場はきれいに手入れされておりました。また、周囲の農地にも特に問題になるようなことはないと思われました。

〇〇〇〇として就農し、〇〇のほか〇〇〇はいないため、作目を少なくし、長ネギを中心に栽培しているとのことです。

繁忙期には、〇〇とお互いに収穫作業を助け合って作業しているとのことです。

所有する農機具はトラクター1台、耕耘機2台、軽トラック1台、ハンマーモア1台を所有しております。

貸借予定の圃場は、〇〇〇の住まいと近く、問題はない距離です。

以上、特に支障になることはないように思われますので、よろしくご審議ください。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第5号の8番は、使用貸借権による、新規の利用権設定でございます。

友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は109アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借受ける農地は4,245平方メートルで、合計151アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、9番を議題といたしますが、9番から14番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、9番から14番までを一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

議案第5号、9番から14番までの案件は、貸し付け希望者からの農地に関して、農地中間管理機構である「埼玉県農林公社」が、農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うことについて、審議をお願いするものでございます。

なお、この後の議案である第6号「農地利用配分計画の案」において、埼玉県農林公社から借り受け希望者への貸付計画に係る意見について、審議をお願いすることとなっております。それでは、議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため、一部読み上げを省略させていただきたいと思っております。読み上げる部分は、貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

9番、貸付人、〇〇〇〇。1筆。1,039平方メートル。利用権種類、賃借権。10番、貸付人、〇〇〇〇。2筆。計3,130平方メートル。賃借権。11番、貸付人、〇〇〇〇。1筆。1,013平方メートル。賃借権。12番、貸付人、〇〇〇〇〇。1筆。1,648平方メートル。賃借権。13番、貸付人、〇〇〇〇。1筆。435平方メートル。賃借権。14番、貸付人、〇〇〇〇。1筆。475平方メートル。賃借権。

それでは説明させていただきます。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である「埼玉県農林公社」が、借り受ける農地は所有者6名、筆数は7筆、面積は7,740平方メートルになります。

利用権種類は全筆、「賃借権」であり、利用権の設定期間も全筆、令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間です。借賃は、10アールあたり防霜ファンが設置されている農地は〇〇〇〇、設置されていない農地は〇〇〇〇でございます。

次に、本議案の審議要件ですが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法

第18条3項2号のただし書きにより、1点として、入間市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合するか、2点目として、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は入間市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当10番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。3月23日に〇〇〇〇、〇〇〇〇にある6筆の状況を豊泉推進委員と確認してまいりました。

この6筆の農地については管理された状態であり、今後、茶園地として耕作していくことに問題のないことをご報告いたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

推進委員の豊泉です。ただいま中島委員より説明があったとおりでございます。

何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、担当5番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。3月23日に〇〇〇〇〇〇にある12番の1筆の農地の状況を太間推進委員さんと確認してまいりました。

この1筆の農地については、きれいに管理された状態でありました。

今後、茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。ただいま報告がございましたように、何ら問題ないと思われまので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、15番を議題といたしますが、15番から17番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、15番から17番までを一括議題といたします。

この議案については初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

初めに議案書を読み上げさせていただきます。

読み上げは、一部省略させていただきたいと思いますが、読み上げる部分は、借受人及び貸

付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

15番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。2筆。計3,093平方メートル。利用権種類、使用貸借権。16番、借受人、同じく〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。1筆。1,089平方メートル。使用貸借権。17番、借受人、同じく〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。2筆。計508平方メートル。使用貸借権。

それでは説明に入らせていただきます。

議案第5号、15番から17番までの案件は、農地中間管理機構である「埼玉県農林公社」が、農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行い、新規就農者のための研修地として農地を借り受けるものでございます。

農地は所有者3名、筆数は5筆、面積は4,690平方メートルになります。

利用権種類は、使用貸借権であり、利用権の設定期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年でございます。借賃は使用貸借権ですので、なしとなっております。

本議案の審議要件でございますが、一般的な農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合と異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第2号のただし書きにより、1点目として、入間市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合するか、2点目としまして、所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は入間市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。3月23日水曜日に〇〇〇〇〇にある5筆の農地の状況を確認してまいりました。

推進委員の中村郁夫さんも、3月24日に現地を確認されたとのことでした。

場所は案内図3枚のとおり、〇〇〇〇〇にあり、多くは〇〇〇〇に近い南側に位置します。今回の研修地として埼玉県農林公社が借り受けた5筆は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に記載さ

た。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

確認ですが、ここは研修地となっているんですけど、この研修地とはどういうものですか。

○事務局

こちらの研修地につきましては、新規就農者がこちらの方で農業の実践をして学ぶということで、農林公社が借り受けて、そのまま研修地として農林公社が持っているけども、どなたかに貸し出すわけではなく、研修はそこの畑で新規就農者が行うということでございます。

○議長

会議開始から 1 時間半程経過しましたので、ここで休憩を入れたいと思います。

5 5 分まで休憩ということで、よろしくをお願いします。

（休憩）

午前 10 時 55 分

○議長

それでは、会議を再開したいと思います。

議案第 6 号、農地利用配分計画の案に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、農用地利用配分計画の案であります。賃借権の設定等を受ける者について、事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画の案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思っております。

それでは、番号 1 番から 7 番までの案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは初めに議案書を読み上げさせていただきます。

議案第 6 号、農用地利用配布計画の案に係る農業委員会の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、借受申出案件（令和 4 年 3 月分）に係る農用地利用配分計画の案について、意見を求めるもの、別紙 1 の通り。

それでは、説明の方に入らせていただきます。

農用地利用配分計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について、入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用配分計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する

法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1をご覧ください。「令和3年度第2回、農用地利用配分計画（案）」をお開きください。

1ページの番号1番から7番までの農地は、賃借権の設定を受けるもので、筆数は7筆、総面積は7,740平方メートルになります。

賃借権の設定等を受ける者は、全筆「〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社」であり、設定する権利の種類は全筆、賃借権。利用内容は全筆、茶畑。貸借期間は全筆、令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間でございます。

借賃は10アールあたり防霜ファンが設置されている農地は〇〇〇〇、設置されていない農地は〇〇〇〇で計算されております。支払い方法は全筆、口座振替となっております。

借り受け希望者である「〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社」は、〇〇〇〇〇を母体として設立された〇〇〇〇〇〇株式会社が出資し、平成27年3月に設立された農業法人でございます。

法人としての経験年数は7年でございます。生産部門を取り仕切る役員は、約25年にわたり製茶経営に携わった経験者であり、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は〇〇〇〇〇〇にあり、借入地までの所要時間は10分程でございます。

借り受け希望者は、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念されるなか、〇〇〇〇の農地を守っていきたいと考えており、これまでの実績からも借り受け希望者である「〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社」への農地の貸し付けが最適であると判断され、農用地利用配分計画（案）が作成されております。

以上でございます。

○議長

それではただいま事務局から説明がありました1番から7番までの案件について皆様のご意見を伺います。

何かございませんか。

○農業委員6番（田嶋正明君）

今回の案件で〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借り受けている面積は、合計どのくらいになるのですか。

○農業振興課

農業振興課の新です。よろしくお願いします。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の借り受けの面積ですが、今回のこの面積を全部合わせまして約5
2ヘクタールになります。

○農業委員6番（田嶋正明君）

すると、まだまだ余力はあると。100ヘクタールが目標と以前は言っていたよね。

○議長

それでは農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」とす
ることに決定いたしました。

では続きまして、議案第7号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、1
番を議題といたします。

この議案については、初めに意見を伺いの内容について、事務局に説明を求め、その後、
担当委員に説明を願います。

なお、事務局による議案書の読み上げは一部省略し、読み上げをお願いします。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

初めに議案書を読み上げさせていただきます。読み上げは、一部省略させていただきます。

議案第7号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。

生産緑地法施行規則及び平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通
知に基づき入間都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見を求めるもの。

土地所有者、1番、変更前、〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、計1,
395平方メートル。生産緑地地区番号、〇〇〇〇生産緑地地区。変更後、〇〇〇〇、〇〇、
〇〇、〇〇〇〇〇、1,301平方メートル。〇〇〇〇生産緑地地区（一部廃止に伴う変更）
でございます。

それでは説明に入らせていただきます。

議案第7号の1番については、〇〇〇〇生産緑地地区の農地の一部について、相続人より市へ買い取り申し出がありました。市では買い取らず農業者への取得斡旋も不調に終わったことから、令和4年2月26日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関して農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、「市内農地の減少について」、2点目、「周辺農地に与える影響について」の2点となります。この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当4番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。議案第7号、1番についてご説明申し上げます。3月20日に堀井推進委員と現地を確認いたしました。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所です。

1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われま。

2点目の周辺農地に与える影響についてですが、周辺はすでに宅地化が進んでおり、特に影響のないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたら、お願いします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。久保田委員の説明どおり、問題ないかと思われま。よろしくお願
いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について何かご意見ございましたらお願いいた
します。

（ありません。の声）

○議長

それでは、農業委員会として意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第8号、入間市農業委員会の目標及び達成に向けた活動についてを議題
といたします。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案の朗読をさせていただきます。

議案第8号、入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について。令和3年度の
目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）。別紙2のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案配付の際に配らさせていただきました別紙2の「令和3年度の目標及びその達成に向
けた活動の点検・評価（案）」をご覧ください。

まず1ページ目は、農業委員会の状況についての説明の記載です。農林業センサスに係る
面積等は、2020年農林業センサスの数字となっております。

続きまして、2ページの「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」をご覧ください。

2の「令和3年度の目標及び実績」については、今年度、目標を175.11ヘクタールと設定したところ、認定農業者等への集積実績は、193.03ヘクタールで達成状況は、目標値を上回る110パーセントでございました。

次に、3の「目標の達成に向けた活動」については、活動実績は、「11月に市外農家への農地等に関する意向調査アンケートを実施した」ほか、表に記載のとおりでございます。

次の4の「目標に対する評価」については、「市長部局の目標と整合性を保って設定したものであり、基本構想水準到達者の集積面積を含めた集積目標は、目標値を上回って達成できた」としました。また、「活動に対する評価」を「農業委員、農地利用最適化推進委員個々の活動の推進により農地利用の集積・集約化が図られた」、「実施された中間管理事業において市長部局、県、埼玉県農林公社への情報提供等を行うなど連携を図ることで事業が円滑に進められ集積面積の増加につながった」としました。

続きまして、3ページの「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」をご覧ください。2「令和3年度の目標及び実績」については、参入目標を1経営体、参入目標面積を0.5ヘクタールと設定しておりました。〇〇〇〇で〇〇〇〇を始められる方がおり、1経営体の参入実績となりました。

次に、3「目標の達成に向けた活動」については、「活動実績」は「年間を通じ新規参入希望者の情報の把握に努めた」、「4月に1回行った農地のあっせんにより新規就農者の耕作地の確保につなげた」としました。

4の「目標に対する評価」については、「新規参入者が1名おり、目標達成を図ることができた」とし、「活動に対する評価」については、「今後も、県、市及びJAとの連携を図り、新規参入に向けて活動していく」としました。

続きまして、4ページの「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」をご覧ください。

2「令和3年度の目標及び実績」で、解消目標を0.25ヘクタールとしましたが、解消実績は、大規模な遊休農地が解消されたため、2.7ヘクタールで、達成状況は、1,080パーセントとなりました。

次に、3「2の目標の達成に向けた活動」については、「活動実績」は、表に記載のとおりで、2回の農地パトロール及び利用意向調査の状況を記載しました。

次の、4の「目標に対する評価」については、「大規模な遊休農地を解消することができ、目標を達成することができた。引き続き遊休農地の解消に向け、継続した活動を進める必要

がある」とし「活動に対する評価」については、「おおむね計画どおり実施し、遊休農地の把握及びその解消に努め、目標達成につなげることができた」としました。

続いて、5ページ「V 違反転用への適正な対応」をご覧ください。

2の「令和3年度実績」については、違反転用の解消実績が0ヘクタールであったことから、違反転用面積は、令和2年度から引き続きの0.63ヘクタールとなりました。

次に、3「活動計画・実績及び評価」の「活動実績」は、表に記載のとおりでございました。「活動に対する評価」については、「新たな解消を行う事ができず、違反転用面積の減少に結びつけることができなかつた。違反転用は早期発見と早期対応が重要であり、パトロール等を強化していく必要がある」としました。

6ページから8ページについては、農地法に基づく許可事務や農地転用に関する事務等の実績等となっております。

別紙2の説明は以上となりますが、例年ですと「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についても、併せて審議をいただいておりますが、本年2月に国から、農業委員会による最適化活動の推進等について役割を見直す通知が新たに出され、4年度の目標からは、これまでの会全体の目標に加え、各委員の目標や活動日数も定めることとなりました。

このため、一度、委員の皆様へ、変更点や目標設定の考え方を説明する必要がございますので、説明後に改めて4月以降の総会で、目標と活動計画（案）について、審議をお願いする予定でございます。

なお、本日審議いただきます「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」については、従前からの国の通知に則り、スケジュールを進めてまいります。

公表までの手続きについては、本日、この案について委員の皆様からご意見等を賜ります。必要があれば修正を加えた上で、4月以降に約30日間、市ホームページ上で公表し、農業者等からの意見を募集いたします。

集まった意見等は集約させていただき、5月の農業委員会で報告、内容を再検討させていただき、公表する内容を最終的に決定いたします。

その後、決定した内容を「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として、改めて市のホームページで公表するとともに、国にその内容を報告するというスケジュールを進めてまいります。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

確認です。新規の農業経営に1経営体が出たと。これはまだ、どこか公表できないのですか。

○事務局

今回出たところということでしたら、昨年4月ぐらいの利用権で出たと思うんですけど、〇〇〇の〇〇〇さんという方が、〇〇〇〇を栽培するということ出ていると思いますが、その方でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

分かりました。もう1点は、遊休農地の達成率が、ものすごく素晴らしい1,080%ということで、この辺は何が寄与しているのでしょうか。

○事務局

主には〇〇〇さん。〇〇〇〇さんの農地が約2ヘクタールぐらいございます。

それと、〇〇〇のちょうど〇〇〇〇の〇〇〇〇沿いに〇〇さんという方が持っていたのが〇〇さんという方になりましたので、そちらが1ヘクタールちょっとですね。

そちらの二つが解消されたものですから、今回、大幅な面積の減少になったものでございます。

以上でございます。

○農業委員6番（田嶋正明君）

結果を言うと、やっぱり〇〇〇〇の〇〇みたいなのが変わって。

要するに積極的な活動をしたかって。確かに後押しはした。

○事務局

助言をしていただきましたので。

○農業委員6番（田嶋正明君）

後押しはした。で、一気にね。今まで6年間ぐらいつと〇〇〇、全然何もしてくれなかったけど。〇〇〇にも〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とまで事務局の方から言っても、それでも、受けてもらえなくて。却下されちゃって。

どうしたらいいものだろう。困っていたところが、期限がもう間近に迫ったということで自らやり出したので、良い方法を教えたら、わずか1ヶ月ぐらいの間にいっぺんにきれいになった。

分かりました。

○農業委員4番（久保田勝君）

違反転用者への文書等による是正指導の継続というところですけど。違反転用者へは年に1度、文書を出しているのか。どのぐらいの間隔で出しているのか。

○事務局

最低年に1回は出しているような状況です。

ただ、実際は土の盛られた山とかですね。一部、〇〇の方で資材置き場みたいに使われている部分がありますので、そこも通知を出してはいるんですけど、なかなか解消には結びつかないような状況でございます。

以上です。

○農業委員3番（吉川光彦君）

今の件はその改善が進まない状態の土地に関しては、所有者に対して年1回は通知を出している？

○事務局

違反者については、最低年1回は送らせていただいているのと、ここ何年かで違反している金子のところについては、電話や手紙等で是正を促しているところでございます。

以上でございます。

○農業委員3番（吉川光彦君）

改善できないで関わった案件がいくつかあるんです。現状も変わってないんです。

そういうところにも言っているというふうに理解していいですか。

○事務局

改善されていないところについても、最低年1回は通知を出しています。

○農業委員3番（吉川光彦君）

全部で何件ぐらいあるのですか。累積されたその件数は。

○事務局

こちらの面積は、県の方に報告してあるものの数字となりますので、委員さんが言われるところとは別の箇所だと。残土のものとかがメインなんですよ。

○農業委員3番（吉川光彦君）

例えば農地を駐車場にしているとか。

○事務局

ここはまだ含めてはいない。

○農業委員3番（吉川光彦君）

通知は出してない？

○農業委員6番（田嶋正明君）

改善の見込みがありそうだというところは県に報告してないからその数字には加えてないということだよ。

○事務局

時期が古くて、見つかったのが何年ごろっていうのは分かるんですけど、明確な時期、何月何日っていうのまではというものもありますけども、県の方にも、例えば1度是正をしていただいて転用が取れる可能性があるものの中にはありますので、是正を1回していただくような方向でやらせていただければ、解決する方向だと思うんですけども。明確にもう絶対にやらないっていうことであれば、そういう方向でもいいのかもしれないんですけど、その辺が事務局の方でもまだ確認をしてないような状況ですので、この中には含んでいない状況でございます。

○農業委員3番（吉川光彦君）

年に1回の通知でもかなり効果が高いのではないかなという気にもなったので、何の改善もとられなくて時間が経ってしまうと、地主にもひとまず波が過ぎたかと思われてしまう。そのうちに相続が起きて現状追認のようになってしまうのもどうかなと思うので。

○事務局

このタイミングで出すか、パトロールのタイミング出すかがありますが、最低年に1回は出していくような形で取り組ませていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

継続することがね、意義があるんですよね。

○議長

他にご意見等がないようでしたら、本件について、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認めまして、議案第 8 号は原案通り承認することに決定いたしました。
報告事項に入ります。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出については 1 0 件、同法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出については 1 件、同法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については 1 5 件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第 3 条の規定により専決処分され、同規程第 5 条により報告第 1 号、第 2 号及び第 3 号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前 1 1 時 2 5 分